監　査　公　表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第９項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年５月29日

高知県監査委員

７高行管第716号

令和８年３月30日

高知県監査委員　様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和８年２月18日付け７高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第１　意見において措置を求められたもの

会計管理局会計管理課

１　意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足及び知識不足であり、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者は、その根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

２　意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けて指導、支援を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施などを通じて、職員が会計事務に対する理解をさらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し担当者への指導を中心となって行うチーフに対し、会計事務に関するＯＪＴの重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。併せて、会計事務優良所属表彰により所属の好事例を他所属へ紹介するなど、職員個々の適正な会計事務の執行に向けた意欲の向上を図ります。

さらに、現在取り組んでいる財務会計システムの再構築

の中で、人為的ミス防止機能の拡充とともに事務の効率化・簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

土木部

1　意見

河川占用許可に係る収入調定については、４年連続で指摘事項が発生していることから、土木部として、より実効性の高い再発防止策を検討されたい。

2　意見に対する措置状況

土木部では、昨年度までの定期監査で国許可案件で調定漏れの指摘が続いたことを踏まえ、令和７年４月に、紙媒体で作成していた占用台帳を廃止し、電子化した占用台帳に一本化することを徹底しています。また、電子化に対応した事務の手順や占用台帳への記載や収入調定を行う際の漏れを防止するためのチェックシート等を示した河川占用料徴収マニュアルを策定のうえ通知し、活用の周知を図るとともに、河川課においても土木事務所の国許可案件の収入調定の状況を確認することとしたところです。

今回の監査において、県許可案件での調定漏れについて指摘を受け、11月19日に土木事務所次長会を、11月28日に河川管理担当者会を開催し、占用台帳へ反映したうえで収入調定を行うこと、また決裁ルートでも占用台帳への反映を必ず確認することとし、これらのことを反映したマニュアルの改訂を行うとともに、このマニュアルに基づき、チェックする機能の強化徹底を指導しました。

なお、年度当初に開催する所属長会や次長会、担当者会においても、改めて注意喚起を図り、再発防止に努めます。

第２　指摘事項の該当機関

商工労働部中村高等技術学校

1　指摘事項

安全管理業務委託契約において、契約書に仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第１項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2　原因又は理由

当該業務では、委託契約の準備行為として複数事業者に対し仕様書を提示して見積書の提出を依頼していました。最も安価な見積額であった事業者との契約手続を進める中で、支出負担行為決議書を作成する段階で仕様書の添付を失念しました。

この契約は中村高等技術学校の機械警備及び消防用設備等の点検業務を委託するものであり、本来、契約書には仕

様書に加えて「業務内容明細書」、「協定事項」、「設置機器明細表」、「セキュリティサービス重要事項説明書」などの書類を添付する必要があります。今回、担当者が契約書の製本時において仕様書の綴じ込みが抜かっていることに気付けなかったことに加え、会計管理局イントラに掲載されているチェックシートの活用が徹底できておらず、決裁ルート上の副校長、校長によるチェックが十分に機能していなかったことが原因です。その結果、仕様書の添付のない契約書に押印し、保管をしていたため、不適切な事務処理として指摘されたものです。

3　措置状況

今後同様の誤りを繰り返さないよう、支出負担行為決議書の決裁時及び契約書の製本時には、チェックシートの活用を改めて徹底し、担当者及び決裁ルート上の副校長、校長が確認を行い、契約手続を進めることとします。

今回の事例を職員間で共有し、同様の事案が発生しないよう再発防止に向けて周知徹底を図ります。また、契約手続に関わる全職員が会計事務研修を受講し、契約事務に関する知識の習得・定着を図ることで、適正な事務処理に努めてまいります。

土木部中央西土木事務所

1　指摘事項

河川占用許可において、土地占用料の収入調定を行っていなかった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第１項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた高知県会計規則（平成４年高知県規則第２号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2　原因又は理由

本事案は、令和６年２月（令和５年度）に土地の占用を許可し、占用を許可する期間を許可日から令和８年３月31日までとした物件について、占用台帳への反映を怠ったため令和６年度の収入調定が行われていなかったものです。

3　措置状況

本事案発覚後、令和７年９月18日付けで収入調定を行い、土地占用料を徴収いたしました。なお、改めて全ての許可物件を占用台帳に記載しているかを許可資料と突合チェックを行ったところ、令和７年11月時点で占用台帳に漏れなく記載していることを確認しました。

また、本事案を含む会計事務全般について、勉強会を複数回開催し、適正な事務処理の徹底を図りました。

今後は、更新も含めた占用許可の手続きの都度、チーフ、課長が占用台帳と許可資料を確実に突合するなど、占用台帳への記載漏れ防止を徹底するとともに、収入調定の決裁時においては、占用台帳を添付のうえ会計専門員も含めた決裁ルート上の全ての職員が、更新期間や占用料、申請者等の確認を行います。また、決裁ルート以外の職員によるチェックも追加し、調定漏れの再発防止に努めます。

7高教政第924号
令和8年3月23日

高知県監査委員　様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和8年2月18日付け7高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：図書館

（1）指摘事項

令和6年度図書館情報システムＳＭＳ送信サービス保守委託業務外1件において、契約書に仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（2）原因又は理由

担当者が契約書への仕様書の添付の必要性を認識しておらず、決裁過程においても決裁者の確認が不十分であったことによるものです。

（3）措置状況

監査の指摘時に契約期間中であった契約の契約書については、仕様書を追加しました。

再発防止策として、契約に係る支出負担行為の決裁時に、契約書に仕様書が添付されているかを確認すること、また、契約書に公印を押印する際の審査時においても同様の確認を行うことを徹底します。

機関名：高知丸の内高等学校

（1）指摘事項

白灯油の購入において、予定価格が10万円を超えていたにもかかわらず見積書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならないと定めた高知県契約規則第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

（2）原因又は理由

高知県契約規則について、担当の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことによるものです。

（３）措置状況

所属職員に対して、白灯油の購入において予定価格が10万円を超える場合は見積書を徴さなければならないことを周知徹底しました。

また、会計管理課作成の「契約事務のポイント」を事務室内で共有し、事務担当者及び事務長など複数の職員で確認することにより、再発防止に努めてまいります。